

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業 始期	事業 終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	元気おばね商品券発行事業(第36弾)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民の負担軽減、地域経済の回復を図るため、プレミアム商品券を発行することで消費活動を活性化させ、消費下支えを通じた生活者支援を行うとともに商店街等の経営を支援する ②プレミアム付き商品券の発行を支援するための経費(13,000円の商品券を10,000円で販売) ③補助金18,400千円(3,000円×5,800セット=17,400千円、委託事務経費1,000千円) うち18,000千円に交付金を充当 その他の内訳: 一般財源 400千円 ④商品券を購入した市民及び尾花沢市商店街協同組合	R8.4	R9.3
2	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	R8中小企業者等戦略的人材育成支援事業	①物価高騰の影響を受けている事業者に対し、新たな事業展開や取引拡大、生産性の向上等、自社の経営向上に向けた「戦略的な人材育成の取り組み」を支援するもの。 ②補助金 1,000千円 補助対象事業 (1) 自社の経営課題を改善し、新たな事業展開や取引拡大、生産性の向上等自社の経営の向上に向けた人材育成を目的とするもの (2) 専門的な知識又は技術の習得等既存従業員の能力向上を図るもの (3) 受講により習得した知識又は技術等の活用を計画しているもの (4) 人材育成により得られる成果が、新たな地域サプライチェーンの構築や付加価値の好循環の実現等市内経済への波及効果が期待されるもの ③補助事業に係る対象経費の2/3(上限20万円) 200千円×5件=1,000千円 うち600千円に交付金を充当 その他の内訳: 一般財源 400千円 ④市内に事業所を有し、市税を完納している中小企業者等	R8.4	R9.3
3	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食食材購入費支援事業(共同調理場方式分)【重点支援地方交付金】	①中学校の給食費助成を行うことで、学校生活に必須な経費である給食費の負担を軽減し、子育て世帯に対する物価高騰の影響を緩和するため。 ②賄材料費に充当する保護者負担分の給食費を支援(教職員除く) ③賄材料費 22,074千円 (中学生 283人×200回×390円= 22,074,000円) うち20,000千円に交付金を充当 その他内訳: 県補助金(学校給食食育・地産地消促進事業費補助金) 86千円、一般財源 1,988千円 合計2,074千円 ④市内の中学生及びその保護者	R8.4	R9.3
4	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	福祉灯油購入助成事業	①燃料価格高騰の影響を受ける低所得世帯の冬期間の経済的負担を軽減するため、灯油購入に要する費用の一部を助成するもの。当市は豪雪地帯にあり、厳冬の気温は氷点下となることが多く、暖房等に必要な燃料代は必要不可欠であることから、燃料費の高騰は市民生活に直接影響を与える。特に収入の限られた低所得世帯や高齢者世帯には負担が大きく、冬期間の暖房は生命に直結することから、緊急性が高いと判断する。 ②灯油購入に要する経費の一部を助成(一世帯当たり5,000円) ③3,500千円(扶助費 700円×5,000円= 3,500,000円) うち1,700千円に交付金を充当 その他の内訳: 県補助金の見込み分 1,750千円(扶助費の50%)、一般財源 50千円 計1,800千円 ④住民税非課税世帯であって、高齢者または重度障がい者のみで構成される世帯、ひとり親世帯、高齢者と重度障がい者のみで構成される世帯	R8.11	R9.3
5	④消費下支え等を通じた生活者支援	簡易水道及び上水道減免事業	①物価高騰の影響を受ける市の水道利用者、事業者に対し、上水道及び簡易水道の基本料金を免除することで、経済的な負担軽減を図る。公共施設を含まない。 ②水道基本料金の減免(6ヶ月分:7月～12月請求分)に要する費用 ③水道事業会計への負担金 合計53,800千円 上水道分 34,000千円(基本料金減免分33,900千円、減免のお知らせ配布50千円、消耗品等50千円) 簡易水道分 19,800千円(基本料金減免分19,700千円、減免のお知らせ配布50千円、消耗品等50千円) うち48,420千円に交付金を充当 その他の内訳: 一般財源 5380千円 ④市民・市内事業者	R8.4	R9.1

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業 始期	事業 終期
6	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	高齢者社会参加促進事業【重点支援地方交付金】	①当市は面積が広くバス停留所まで距離があることに加え、路線バスの減少、冬期間の豪雪などにより、運転免許のない高齢者や要介護認定を受けた高齢者にとってはタクシー事業者が地域に不可欠な交通手段となっている。タクシー券の発行により、物価高騰の影響を受ける高齢者の交通手段を確保するとともに、タクシー利用のハードルを下げ、エネルギー価格高騰の影響を受けるタクシー事業者の経営を支援する。 ②高齢者のタクシー利用の費用の一部を助成 ③扶助費及び事務費 14,847千円 (14,847,000円) 扶助費 計 9,870千円 (タクシー券) 31,500枚(1人あたり12～58枚)×500円×60%=9,450,000円 (リフト付きタクシー券) 30人×7,000円×2回=420,000円 事務費 4,977千円(印刷製本費154,000円、タクシー事業電子化クラウドサービス利用料12ヶ月分995,000円、電子タクシー券システム賃借料12ヶ月分3,828,000円) うち10,000千円に交付金を充当 その他内訳:一般財源4,847千円 ④高齢者および利用するタクシー事業者	R8.4	R9.3
7	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	福祉タクシー券・給油券事業【重点支援地方交付金】	①当市は面積が広くバス停留所まで距離があることに加え、路線バスの減少、冬期間の豪雪などにより、運転免許のない障がい者にとってはタクシー事業者が地域に不可欠な交通手段となっている。タクシー券の発行により、物価高騰の影響を受ける障がい者の交通手段を確保するとともに、タクシー利用のハードルを下げ、エネルギー価格高騰の影響を受けるタクシー事業者の経営を支援する。また、同様の理由で自動車税(軽自動車税)の減免を受ける障がい者にとって、自家用車が不可欠な交通手段となっており、給油券の発行によりエネルギー価格高騰の影響を受ける障がい者の給油費用の一部を支援する。 ②障がい者のタクシー利用の費用・給油の費用の一部を助成 ③扶助費 4,000千円 (タクシー券) 500円×285人×48枚×50%=3,420千円 (リフト付きタクシー券) 5人×24枚×5,000円×35%=210千円 (給油券)65人×12枚/年×500円×95%=370千円 うち3,000千円に交付金を充当 その他内訳:一般財源 1,000千円 ④障がい者および利用するタクシー事業者・給油店	R8.4	R9.3
8	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	R8子育て支援医療給付事業(市単分)【重点支援地方交付金】	①物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、対象者に医療受給者証を交付し、子どもの医療費の一部負担金を市が給付するもの ②子どもの医療費の一部負担金を給付するための事務費及び扶助費(県単独事業分を除く) ③事務費及び扶助費 合計29,715千円 事務費:985千円(印刷製本費 109千円、手数料 876千円) 扶助費:28,730千円 扶助費は、子育て支援医療給付(県単独事業分を除く→ 3～9歳児の外来の一部と入院の一部、小4から中3の入院の一部と外来全部、高校生の外来と入院全部について給付) うち2,005千円に交付金を充当 その他の内訳:地方債23,000千円、一般財源4,710千円 合計 27,710千円 ④市内の児童・生徒及びその保護者	R8.4	R9.3